

公調委令和４年（セ）第７号、同（ゲ）第８号 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも却下する。

理 由

第１ 当事者が求めた裁定

１ 申請人

（１）責任裁定（公調委令和４年（セ）第７号）

被申請人は、申請人に対し、１２９万０３００円を支払え。

（２）原因裁定（公調委令和４年（ゲ）第８号）

申請人宅の１階西側に設置されている別紙図面１の窓①の窓枠（「サッシ」ともいう。以下同じ。）に腐食の被害が生じたのは、被申請人が被申請人工場から化学物質を排出し、拡散させたことによるものである。

２ 被申請人

（１）本案前の答弁

主文同旨

（２）本案の答弁

本件各裁定申請をいずれも棄却する。

第２ 事案の概要

１ 本件各裁定申請の要旨

本件は、申請人が、申請人の自宅の隣地に所在する被申請人の工場から排出された化学物質による大気汚染によって、申請人宅の１階に設置されている窓枠に腐食の被害が生じたなどと主張して、被申請人に対し、損害賠償金１２９万０３００円の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記化学物質の

排出と上記財産被害との間の因果関係を認めることを求める原因裁定の申請をした事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 申請人及び申請人宅

申請人は、平成3年3月30日、東京都江東区〇〇（住居表示上の表記。不動産登記簿上の所在は江東区●●）所在の自宅（3階建て）を新築して所有し、居住している（以下「申請人宅」という。）。申請人宅の1階及び2階の間取り等は、別紙図面1及び2のとおりである。（甲1、12、13、23の1及び2、職1、審問の全趣旨）

(2) 被申請人及び被申請人工場

被申請人は、印刷業などを目的とする株式会社であり、平成5年9月9日、申請人宅の西側隣地である東京都江東区△△（住居表示上の表記。不動産登記簿上の所在は江東区▲▲）所在の4階建て建物（昭和63年6月4日新築）の1階へ移転し、印刷業を営んでいる（以下、同建物1階を「被申請人工場」という。）。被申請人工場の設備の配置状況等は別紙図面3のとおりである。同建物2階には被申請人工場の貸主が居住している。（甲2、3、8、12、職1、審問の全趣旨）

(3) 申請人宅及び被申請人工場の位置関係等

別紙図面1の申請人宅窓①（申請人宅1階西側中央付近の窓）は、被申請人工場東側外壁に設置されている換気扇の排気口（別紙図面3の「換気扇①」と記載された位置にある。以下「本件排気口」という。）の向かい側にあり、申請人宅窓①と本件排気口間の水平距離は約0.5mである（甲4、8、乙1、職1）。

申請人宅及び被申請人工場の南側は道路に面しており、申請人宅及び被申

請人工場の北側、申請人宅の東側、被申請人工場の西側は、いずれも第三者の建物に面している（職１）。

(4) 本件各裁定申請に至る経過等

申請人は、令和４年６月、申請人宅窓①の窓枠が腐食しているのを発見した。

申請人は、同月２３日、被申請人代表者を申請人宅１階に案内し、状況の確認や被害の弁償等を求めたが、被申請人は、同年７月、因果関係を否定し、申請人の要求には応じなかった。

申請人は、令和４年９月２９日、当委員会に対し、本件各裁定申請をし、令和５年４月３日、本件責任裁定申請を拡張する申立書を提出した。

（甲６及び７、職１、審問の全趣旨）

(5) 審理の経過等

本件の裁定委員会は、令和５年９月１４日、申請人宅及び被申請人工場並びにその周辺において、裁定委員１名及び本件に関し公害等調整委員会が選任した大気汚染に関する専門委員１名並びに公害等調整委員会事務局職員による事実の調査（現地の状況の確認。以下「本件調査」という。）を行い（職１）、同専門委員は、本件調査の結果に基づき意見書１通（職２）を作成した。

その後、令和６年２月２６日に審問期日が開催され審問は終結した。

３ 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 被申請人は、被申請人工場の操業開始以来、被申請人工場において大量の有害化学物質（ＩＰＡ（イソプロピルアルコール）、クロロメタン（塩化メチル）、キシレン、シクロヘキサノン、e（ミネラルスピリット）、f（ジクロロメタン含む。）等）を使用し、本件排気口から、気化した化学物質を含む空気を外部に排出し、申請人宅窓①付近に排気を吹き当てている。申請人は、令和４年６月、申請人宅窓①の窓枠が腐食しているのを発見した

ところ、これは本件排気口からの化学物質の排気により生じたものである。

また、別紙図面 1 の申請人宅窓②（申請人宅 1 階西側北寄りの窓）及び別紙図面 2 の申請人宅窓⑤並びに申請人宅窓⑥（申請人宅 2 階南側の窓）にも白い斑点状のさびが生じているところ、これも被申請人工場が排出した化学物質により生じたものである。

イ 申請人は、被申請人工場から排出される有害化学物質が申請人宅内に侵入するのを防止するため、令和 5 年 2 月、申請人宅窓①の窓枠外側に、簡易な養生工事を実施した。

ウ 損害額 合計 1 2 9 万 0 3 0 0 円

(ア) 申請人宅窓①の腐食した窓枠の修繕費 1 2 6 万 8 3 0 0 円

(イ) 申請人宅窓①の窓枠外側の養生工事費 2 万 2 0 0 0 円

(2) 被申請人の主張

ア 本案前の主張

本件において申請人の主張する金属腐食は、被申請人工場と接する申請人宅の一部にとどまり、広く近隣に被害が及んだというものではなく、相当範囲にわたるものではないから、各裁定申請の対象となる「公害」に該当しない。

イ 本案の主張

被申請人工場においては、低刺激で法を遵守した製品（e 及び f）を使用しており、使用回数及び使用量も多くなく、これらの製品は金属腐食性の性質を有していないことから、被申請人工場の排気により窓枠が腐食することはない。被申請人工場の窓枠等は申請人宅窓①のようにはなっていない。申請人宅の窓枠の腐食は、被申請人工場の操業とは一切関係がなく、申請人宅の天井からの水漏れや、30 年以上もの間全く換気していなかったため密閉空間となっていたこと等、申請人の管理不足によって発生したものである。

これらに鑑みると、被申請人工場の排気と申請人宅の窓枠の腐食との間に因果関係があるとはいえない。

第3 当裁定委員会の判断

1 判断の基礎となる事実関係

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 申請人宅に関する事情等

ア 本件調査時の申請人宅の窓の状況

(ア) 申請人宅1階

a 申請人宅窓①

窓枠の内側縦材、内側上部、内側下部、ガラスが入っている窓の部分の取っ手部、クレセント錠部に、斑点状に白い腐食生成物が観察された。窓の外の横材の内側の下端部にも斑点状に白い腐食生成物が観察された。窓の外側下部にも数点白い腐食生成物が観察された（なお、外側上部は養生中で目視等できない状況であった。）。

窓枠下部のレール（溝部）がガタガタになっており、ガラスが入っている窓の部分を一定以上動かすことができず、網戸は全く動かすことができなかった。レール部分は円弧状に損傷している部分があった。また、溝部には白い付着物及び黄色っぽい堆積物も見られた。

内側下部には、窓枠の端部に白い腐食生成物が観察され、ガラスと窓枠の界面には赤褐色の腐食生成物が観察され、ガラス補強用鉄線（ガラス板に挟まれた鉄鋼）に赤褐色の腐食と白色の腐食が見られた。（甲4から5の4まで、甲15、職1及び2）

b 申請人宅窓②

量は少なめだが溝部に白い腐食生成物が観察された。黄色っぽい堆積物も見られた。

窓の外の横材の外側の下端部に多くの腐食が発生し、白い腐食生成物が観察された。(甲 1 4 の 1、職 1 及び 2)

c 申請人宅窓③

量は少なめだが溝部に白い腐食生成物が観察された(職 1 及び 2)。

d 申請人宅窓④

量は少なめだが溝部に白い腐食生成物が観察された(職 1 及び 2)。

(イ) 申請人宅 2 階

a 申請人宅窓⑤

窓枠の外側縦材に白い斑点状の腐食生成物が観察されたが、少なめであった。窓枠の外側上部にも白い腐食生成物がやや多めに観察された。窓の外側のシャッター下部にも通常程度の白い腐食生成物が見られた。室内側には白い腐食生成物は生じていなかった。(職 1 及び 2)

b 申請人宅窓⑥

窓枠の外側縦材に数多くの白い腐食生成物が観察されたが、一つの腐食箇所の腐食生成物の量は少なめであった(職 1 及び 2)。

c 申請人宅窓⑦

窓枠の溝部に白い腐食生成物が観察されたが、量はかなり少なめであった。窓枠外側縦材には腐食箇所は観察されなかった。(職 1 及び 2)

d 申請人宅窓⑧

腐食箇所は観察されなかった(職 1 及び 2)。

イ 本件調査時の申請人宅壁と天井の状況

申請人宅 1 階西側の壁は、申請人宅窓①と同②の間の壁紙の色と、他の部分の壁紙の色が若干異なっており、また、申請人宅 1 階の天井は、申請人宅窓①と同②の間の上部付近から同窓②の上部付近にかけての天井の色と、他の部分の天井の色が若干異なっていた(職 1)。

(2) 被申請人工場に関する事情

ア 作業者数

被申請人工場の作業者数は、平成５年の工場移転当時は、当時の代表取締役、職人及び現在の代表取締役の３人であり、その後、１か月か２か月程度、従業員が加わったことがあったが、最大４人であった。平成１９年に現在の代表取締役となってからは、作業者数は２人であった。平成２７年以降、従業員が辞めてからは、現在に至るまで被申請人代表者１人である。（職１）

イ 営業日時

被申請人工場の営業日は、週五日、月曜日から金曜日までである。ただし、商品の納期の関係で、日曜日、祝日に営業することもあり、その頻度は、一月に二日ほどである。営業時間は、午前８時半から午後５時半までである。なお、工場稼働開始時から平成１９年頃までは、営業日は、月曜日から土曜日までの週六日であった。（職１、審問の全趣旨）

ウ 印刷機

被申請人工場内に印刷機は４台置かれている（別紙図面３の印刷機①から同④まで）が、主に使用するのは北東側の印刷機②であり、たまに北西側の印刷機①を使用する。西側中央付近の印刷機③はほとんど使用していない。印刷機④は故障しており稼働していない。（職１、審問の全趣旨）

エ 印刷時の一連の作業内容

被申請人工場内に設置されている印刷機に、印刷版、印刷用紙、インク及び水を設置し、印刷版に印刷したい内容を焼き、その後、その印刷版をローラーに巻き付け、そこにインクを乗せ、水で色の濃度の調整等を行いながら印刷用紙に印刷し、印刷が完了すれば、印刷版をローラーから取り外し、印刷機の洗浄を行う（審問の全趣旨）。

オ 印刷機の洗浄手順、内容は以下のとおりである（職１、審問の全趣旨）。

（ア）印刷機に洗浄液の受け皿（ドクター）をセットする。

(イ) 印刷機を稼働させ、お猪口^{ちょこ} 1 杯分 (50 c c) の e を印刷機のローラー部分にかけて、e をローラーに浸透させる。

(ウ) 上記の手順でローラーのインクはかなり落ちるが、ローラーに色が残っていたり、次の作業のためにローラーを早く乾かしたりする場合は、f をタオルに染み込ませてローラーを拭く。

カ 有機溶媒 (「有機溶剤」ともいう。以下同じ。) の保管及び廃棄

上記オで受け皿 (ドクター) に溜まった e は、専門業者に回収してもらう。f を染み込ませたタオルは、ある程度使用した後は、密封できるゴミ箱に保管し、専門業者に回収してもらう。e 及び f は、印刷機の周りでしか使用しない。

e 及び f はそれぞれ一斗缶で保管しており、使い切ったら業者に空き容器を回収してもらうのと引換えに、新品を受領するため、工場内には基本的に一斗缶ひとつ分しかない。e は、現在は半年に 1、2 缶使用するかどうかである。f は e に比べて使用量は少ない。いずれも 1 営業日の午後に 1、2 回使用する程度である。なお、被申請人工場内にはアストロマークという製品もあるが、これは洗浄剤ではなく、湿し水に入れる薬品である。(職 1、審問の全趣旨)

キ 換気扇等

本件排気口につながる別紙図面 3 の換気扇①の位置に設置された換気扇は、平成 5 年に被申請人工場が移転してきた当初から使用されており、フィルター等はなく、室内の空気が直接外に排出される仕組みである (本件調査時に設置されていたものは東芝製、製造 2011 年、25 cm 形、高所取付用)。平成 5 年の移転時又は移転の少し後、別紙図面 3 の換気扇②及び同③の位置 (被申請人工場北東側窓及び北西側窓) に、それぞれ窓の一部をはめ殺しにして室内の空気が網戸越しに室外に排出される換気扇が設置され、移転当初は印刷機の稼働時に使用していたが、これらの換気扇は平成 19

年以降使用されていない（本件調査時に設置されていたものはいずれも一度交換されたものであり、東芝製、形名VFH-25UF、製造2022年、風量635m³/h（50Hz））。（乙1、職1、審問の全趣旨）

なお、被申請人工場内は南北の長さ13.2m、東西の長さ4.85m、床から天井までの高さ2m64cmである（職1、審問の全趣旨）。

ク 工場設置認可

被申請人は、江東区長から、被申請人工場について、平成27年5月19日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例81条1項の規定による工場設置認可を受け、同月25日、同項及び同条4項に規定する認可の内容及び条件に適合しているとして同条例84条2項の規定による認定を受けた（乙2【1、2頁】）。

ケ 環境推進工場登録

被申請人は、平成27年×月×日、東京都印刷工業組合に対し、環境推進工場登録申請を行い、同年×月×日、環境推進工場登録決定を受けたが、その後更新申請等はしていない。

なお、上記登録申請書類のうち、「適用法規制一覧表」の「PRTR法第一種指定化学物質」欄に「クロロメタン1.5トン/年」「IPA100kg/年」、「消防法」欄に「IPA、キシレン」、「労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則）」欄に「キシレン、シクロヘキサノン」と記載されていた。（乙2【3頁以下】、職1）

(3) 有機溶媒に関する安全データシートの記載

ア 製品名「e」は、ミネラルスピリット90から100%を成分としており（化学式非特定）、「皮膚刺激」等の危険有害性情報が挙げられ、「金属腐食性化学品」欄には「分類できない」、沸点は158～189℃と記載されている（甲7、乙3）。

イ 製品名「f」は、ジクロルメタン約99%と酸化安定剤約1%を成分と

しており、「飲み込むと有害」等の危険有害性情報が挙げられ、「金属腐食性化学品」欄には「分類できない」、沸点は40.2℃と記載されている(乙6)。

ウ 製品名称「ジクロロメタン」は、「皮膚刺激」等の危険有害性情報が挙げられ、「危険有害反応可能性」欄には「加熱又は燃焼、並びに高温面と接触すると、分解して有毒で腐食性のフュームを生じる。」「金属粉末(例、アルミニウム粉末、マグネシウム粉末)と激しく反応する。火災や爆発の危険を生じる。」、沸点は40℃(39.75℃)と記載されている(甲24、28)。

2 申請人宅窓枠の腐食の原因について

(1) 腐食原因についての検討

被申請人の本案前の主張である「公害」該当性の判断と関連する範囲で、申請人宅窓①から同⑦までに認められる腐食(以下、「本件腐食」と総称する。)の原因について、検討する。

ア 本件腐食の形状等

本件において申請人は、被申請人が被申請人工場から化学物質を排出し拡散させたことにより申請人宅の窓枠が腐食したと主張しているので、本件腐食の形状等が有機溶媒中におけるアルミニウムの腐食が生じる場合の形状等と整合するか否かを検討する。

まず、アルミニウムが有機溶媒中で腐食するためには、水がアルミニウム腐食抑制剤として働くため、有機溶媒が液体で、かつ、水を含まない無水有機溶媒であることが必要である。その上で、窓枠に用いられるアルミニウムは、一定の処理(アノード酸化処理、アルマイト処理)をして不動態皮膜(酸化皮膜)を作ること、水や酸素のアルミニウム素地への侵入を防ぐことができ、耐食性を維持することができるが、H⁺(水素イオン)を放出する無水有機溶媒中では、不動態皮膜が破壊され激しい活性溶解を起し、有機A

1 化合物を形成して有機溶媒中に溶け込むことから、アルミニウムの腐食はある程度広い範囲で起こり、腐食した箇所は腐食生成物では覆われない（職2【3、5頁】）。

しかるところ、前記1(1)アのとおり、本件調査においては、申請人宅の一部の窓枠に白い腐食生成物に覆われている腐食が確認されたものの、腐食生成物に覆われていない、ある程度広い範囲の腐食は確認されなかった。

よって、本件腐食の形状等は、有機溶媒により生ずる腐食とは、その形状等において整合しない。

イ 被申請人工場からの排気中のジクロロメタン濃度

被申請人工場において用いられている有機溶媒のうち、揮発性が高いと認められる f（沸点 40.2℃）の主成分であるジクロロメタンについて、1 回の f の使用量を 50 c c（本件調査時の e の使用量を目安とした最大限の仮定値。f はタオルに染み込ませて使用するため（前記1(2)オ）、一回の使用量が e よりも少ないと推認される。）、本件排気口につながる換気扇の風量を 0.176 m³/s（前記1(2)キ換気扇②及び同③の位置に設置されている換気扇の風量を参照）、建物の壁の間隔を 0.5 m（前記前提事実(3)）、被申請人工場の容積を縦 13.2 m×幅 4.85 m×高さ 2 m 64 cm（前記1(2)キ）と想定し、50 c c 全てがジクロロメタンであり 10%が揮発したと仮定して、被申請人工場の建物と申請人宅の建物の壁に囲まれた部分（申請人宅窓①を含む部分）での濃度のシミュレーションを行ったところ、当該部分のジクロロメタン濃度は当初は 11.3 ppm であり、1 時間で 2.9 ppm、2 時間で 1.5 ppm まで減少するものと推計される。なお、上記シミュレーションは無風状態を前提とするものであり、被申請人工場からのジクロロメタンを含む空気の排出が止まる 2 時間以降に、壁に平行な風速 1 m/s の風が 15 秒吹けば、対象箇所の空気が入れ替わり、ジクロロメタン濃度はゼロになると考えられる。（職2【14から19頁まで】）

前記のとおり、アルミニウムが有機溶媒中で腐食するためには、有機溶媒が液体で、かつ、水を含まない無水有機溶媒であることが必要であるところ、常温（25℃）の大気中で、揮発したジクロロメタンが凝縮する（液体になる）濃度は57.3%（57.3万ppm）であることからすると、本件において、fの使用量を最大に見積もった上記シミュレーションにおいても11.3ppmにとどまるジクロロメタンが、被申請人工場から外部へ排出された後に、無水有機溶媒として1万倍を超える濃度に再凝縮するとは考え難い（職2【10頁】）。

よって、被申請人工場で使用されている有機溶媒の揮発成分を含む空気が申請人宅の窓枠のアルミニウムを腐食させるために必要な無水有機溶媒として再凝縮し得る濃度で排気されている事実は認められない。

ウ 他原因の可能性

アルミニウムは、塩化物が多い環境では、不動態皮膜が攻撃されて孔状の腐食（孔食）が発生し、その開口部は火山ドーム状の白い腐食生成物で覆われる。塗装やアルマイト処理をされたアルミニウムは欠陥部から水や Cl^- （塩化物イオン。以下同じ。）が侵入して腐食が発生し、その部分が火山ドーム状の白い腐食生成物に覆われる。特に、雨が溜まりやすい箇所では、水分や塩化物が蓄積しやすいので、欠陥部から水や Cl^- による腐食が生じやすい。また、金属の自由表面に固体が接触している部分（すきま）の周辺に相当程度の量の水が存在すると、すきま腐食が発生する可能性があり、すきまではもともと溶液が凝縮しやすい構造であるため、より塩素濃度が低く、電位が低い環境においてもすきま腐食が発生し成長する。（職2【1から6頁まで】）

この点を踏まえて本件腐食の形状等をみると、前記1(1)アのとおり、申請人宅窓①内側縦材、内側上部、横材内側及び外側下部、申請人宅窓②溝部及び横材外側、申請人宅窓③溝部、申請人宅窓④溝部、申請人宅窓⑤外側縦

材、外側上部及び外側シャッター下部、申請人宅窓⑥外側縦材、申請人宅窓⑦溝部は、アルミニウムの白い腐食生成物を伴うものであることから、いずれも欠陥部（塗装欠陥部）から水と Cl^- が侵入して腐食が発生し成長したものであると推認される（職2【7から10頁まで】）。また、申請人宅窓①溝部及び内側下部では激しい腐食が確認されたところ、溝部の円弧状の損傷は通常の大気腐食では生じない形状であり、アルミニウム製レールとプラスチック製戸車が接触する部分に形成されるすきまに相当程度の量の水がもたらされたことによりすきま腐食が発生し成長したものと考えられ、内側下部のガラスと窓枠の界面及びガラス板に挟まれた鉄網の赤褐色の腐食生成物は通常の結露を超える相当程度の量の水により生じた鉄のさびであり、ガラス端部（窓枠との境部分）の白い腐食生成物は水に伴うアルミニウムの腐食生成物と考えられる（職2【7、11頁】）。

そこで、 Cl^- や水がどこからもたらされたのかを検討してみると、まず、 Cl^- については、申請人宅周辺では、夏に東京湾方面からの海塩を含む南向きの季節風が吹くことから、南向きの季節風によりもたらされた海塩に含まれていたものと考えられ、屋外にとどまらず、屋内についても、海塩が窓のすきまから入り込んだこと又は窓を開けた際に吹き込んだことが考えられる（職2【8、9頁】）。南向きである申請人宅窓⑤外側及び同⑥外側に白い腐食生成物が観察されたこと、西向きである申請人宅窓①外側下部及び同⑦溝部の腐食の状況は通常程度の程度あるいはそれ以下にとどまっていること、西向きである申請人宅窓⑦外側縦材及び同⑧外側縦材では腐食は観察されなかったことは、南向きの季節風によって海塩がもたらされ腐食を生じさせたことと矛盾しない（職2【8から13頁まで】）。西向きである申請人宅窓②外側横材については、雨や結露水によって付着物が蓄積しやすい下端部で、腐食が発生し成長したものと考えられ、この点も南向きの季節風によって海塩がもたらされ腐食を生じさせたことと矛盾しない（職2【8

から13頁まで】)。

また、申請人宅窓①付近の相当程度の量の水については、証拠(職1、審問の全趣旨)によれば、申請人宅1階は物置のように使用され、出入口や窓は相当長期間開けられていなかったこと、遅くとも令和4年6月23日頃には申請人宅1階で漏水があったことが認められるから、申請人宅窓①付近は、換気の良くない状況が長期間続き、さらに申請人宅1階の漏水により相当程度の水分にさらされていたことが推認される。

これらの点からすれば、申請人宅の窓枠のアルミニウムの腐食は、いずれも、欠陥部から水と Cl^- が侵入して腐食が発生し成長したものとするのが合理的である。

エ その他堆積物について

申請人宅窓①溝部、申請人宅窓②溝部及び被申請人工場窓②溝部に観察された黄色っぽい堆積物は、被申請人工場の外部から北向きの風によってもたらされて窓の溝に溜まったものと考えられる(職2【7、8頁】)。

オ 本件腐食の原因についての結論

以上によれば、本件腐食の形状等は、有機溶媒中におけるアルミニウムの腐食とは形状等が異なる上に、被申請人工場からの排気中のジクロロメタンの濃度は無水有機溶媒としてアルミニウムを腐食させるに足りる濃度におよそ足りず、被申請人工場で使用されている有機溶媒により申請人宅の窓枠のアルミニウムが腐食したと推認することはできず、その他、これを推認させる事情は見当たらない。かえって、申請人宅の窓枠の腐食は白い腐食生成物を伴っていることに加えて、申請人宅には季節風により海塩がもたらされる状況があり、激しい腐食が生じた部分には漏水により相当程度の量の水がもたらされる状況があったことからすれば、申請人宅の窓枠のアルミニウムの腐食は水及び Cl^- が欠陥部から侵入したことにより生じたことが推認されるというべきである。

(2) 本件腐食の原因に関する申請人の主張について

ア 申請人は、被申請人が e 及び f にとどまらず、IPA（イソプロピルアルコール）、クロロメタン、キシレン、シクロヘキサノン等の有害化学物質を多量に使用してきた旨主張する。

この点、確かに、被申請人自ら提出した証拠（乙2）には、被申請人が平成27年に環境推進工場登録申請をした際にこれらの化学物質を一定量使用していた旨の記載がある（前記1(2)ケ）。しかしながら、被申請人は、同申請書は当時の従業員が作成したものだが、実際に使用しているものに上記の成分は入っていないと主張していることに加えて、本件調査時に確認した被申請人工場の作業員数、営業日時、印刷機の数及び使用状況、印刷作業の内容、洗浄手順及び方法、有機溶媒の使用、保管及び廃棄の状況などからは、環境推進工場登録申請時に記載されていたような多種多量の化学物質を使用している形跡は見当たらなかったこと（前記1(2)アからカまで）からすると、上記の判断を左右するものではない。

イ また、申請人は、被申請人は大量にジクロロメタンを使用しており、本件排気口とつながっている被申請人工場内の換気扇①の位置の換気扇はガス台の真上に設置されているため、気化したジクロロメタンの一部は1700℃から1900℃となるガスコンロの炎に触れて分解され、アルミニウムに激しく反応するフュームを発生させて本件排気口から外部に放出されており、それを申請人宅窓①に吹き付けることによって窓枠を腐食させていると考えられる旨主張する。

しかしながら、被申請人工場においてフュームを発生させたとの申請人の主張は具体的な裏付けを欠くのみならず、前提となる被申請人のジクロロメタンを含むfの使用実態に合致しないものであって、現実的な可能性として想定し難いことから、上記の判断に影響を及ぼさない。

ウ さらに、申請人は、申請人宅は、海岸から直線距離で6km程度離れて

おり、空気中の海塩の量は微量となることに加え、申請人宅と海岸との間には、高層建物が林立しているという地域特性からすると、海塩による影響は僅かであると考えられ、また、申請人宅が所在する江東区では、夏に南東の季節風が吹くとされているところ、申請人宅1階の漏水が発見されたのは令和4年6月22日であって同日に止水工事が行われており、漏水があったのはその1、2週間程度前からであり、その量も大量ではなかったから、季節風の影響はない旨主張し、また、申請人宅1階の漏水が生じた箇所は申請人宅窓①よりも同②に近い箇所であるため、窓枠の腐食の原因が漏水であるなら、同窓①よりも同②の枠について激しい腐食が生じていなければおかしい旨主張する。

しかしながら、申請人宅は海に面してはいないものの、河口に近い河川の近くに所在しており、海塩の影響が及ぶ可能性は否定し難いのみならず、申請人宅窓①の方が同②よりも南側に近いことから、申請人宅窓①の方が海塩の影響を受けやすい位置にあり、両者の腐食の程度の差はこれを反映しているともいえる。さらに、申請人は、本件調査の際、申請人宅1階を物置のように使用しており、普段は窓を全て閉め切り、たまに掃除をするときや物を出し入れするとき以外は出入口も閉めていた、申請人宅窓①以外の申請人宅1階の窓も申請人宅新築時から基本的に開けていない、令和4年6月に外壁の改修工事のために施工会社の従業員が来たときに指摘されて申請人宅窓①の状況に気がついたが、それまでは本件で主張している被害について全く気がつかなかったと述べた（職1【4頁】）のであるから、申請人宅1階では換気の良くない状況が長期間続き、漏水があってもすぐに気がつくような状況ではなく、相当長期間水分の多い状況が続いていたと推認される。また、令和4年6月に被申請人代表者が申請人宅1階に入ったことは争いがないところ、被申請人代表者は、本件調査時に、その当時の状況として、天井（1階入口付近の右側）に水漏れをした跡があり、天井の一部

が剥がれていたと述べており、また、申請人は、詳しいことは分からないが外壁工事の調整に入った時期に申請人宅内側の水道管が劣化し、水が漏れたことがあったと述べていること（職1）に加えて、本件調査時に壁紙及び天井の一部の色が他の部分と異なっていたこと（前記1(1)イ）からすれば、令和4年6月頃には、申請人宅1階は、少なくとも申請人宅窓①と同②の間の壁や、同①と同②の間の上部から同②の上部付近の天井が、水道管から漏れ出た水で濡れるなどして、天井や壁紙の一部を交換しなければならないほどに、特に水分の多い状況となっていたことが推認される。これらの状況からすれば、申請人宅窓①と同②に具体的にいつ頃どの程度の量の水が付着していたのかまでは明らかではないが、同①は相当量の水に接し、同②は同①と比べると少ない量の水に接していた可能性も十分に考えられるというべきである。

以上によれば、申請人の主張は、本件腐食の原因に関する前記の判断に何らの影響を与えるものではない。

3 本件各裁定申請について

- (1) 公害等調整委員会による裁定を申請するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが要件とされている（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）42条の12第1項、同条の27第1項）。そして、法2条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法2条3項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定める。
- (2) そこで検討するに、既に認定したとおり、そもそも、被申請人工場は、住居の1階部分を使用し、作業員も多くて数名、現在は1人の小規模な印刷所

であり、申請人宅に生じている本件腐食も、被申請人工場の本件排気口に接する壁面の窓枠に集中し、被申請人工場周辺の住民から、申請人が主張する被害と同様の苦情があったことはうかがわれない。加えて、本件における専門委員の関与による事実調査及び審理の結果によれば、被申請人工場で使用している洗浄剤等の化学物質は少量にとどまり、その最大量の使用を想定してシミュレーションをしたとしても、被申請人工場の換気扇からの排気に含まれる化学物質の濃度はおよそアルミニウムを腐食させるに足る濃度ではなく、また、微風により暫時拡散する程度のものであること、本件腐食の形状は有機溶媒により生じるものとは明らかに形状を異にすること、むしろ本件腐食の形状等からは、本件腐食は海塩及び水に長期間^{さら}曝されたことにより生じたと考えるのが合理的であることが認められることは、上記2において判断したとおりである。そうすると、被申請人工場の換気扇からの化学物質の排気は、被申請人工場の隣地である申請人宅においてすら、アルミニウムの腐食を生じさせるに足る濃度で到達するものとはいえず、より距離の離れた周辺住居へも到達していないことは明らかであって、地域的な広がりをもった被害を生じさせるものではなく相当範囲性の要件を欠くことから、法が定める「公害」に該当しないものといわざるをえない。

よって、本件各裁定申請は不適法であり却下を免れない。

第4 審問終結後の提出書面について

申請人は、審問終結後の令和6年3月11日、裁定委員会に対し、専門委員意見書（職2）の見解に対する主張として、同日付け準備書面及び証拠（甲29から32まで）を提出したが、同準備書面において主張する点はいずれも審問期日で述べられた前記第3の2(2)の主張の範囲を超えるものではなく、同主張が申請人の各申請のきすうに影響を及ぼすものではないことは既に述べたとおりである上、同証拠は結論を左右する新たな事実の認定を導くものではない。なお、被申請人も審問終結後に令和6年4月12日付け第5準備書面を提出し

たが、これは申請人の上記準備書面に対する反論として証拠の評価について述べるものである。

よって、審問終結後の提出書面を踏まえても、審問の再開の要を認めない。

第5 結論

以上によれば、申請人の本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請は、いずれも不適法な裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、本件各裁定申請中、責任裁定申請については法42条の13第1項の、原因裁定申請については法42条の33において準用する法42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下することとして、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁 定 委 員 若 生 俊 彦

裁定委員大橋洋一は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※決定文中の別紙は省略